○環境省告示第八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、湯湾岳鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　特別保護地区の名称

湯湾岳特別保護地区

二　区域

鹿児島県大島郡大和村及び大島郡宇検村の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方約三百キロメートルの海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで二番目となる七百十二・四一平方キロメートルの面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高二百三十メートルから六百九十四メートルまでの地域に位置している。中央山地にはスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、約千二百万年前から約二百万年前と古い時期に、大陸から隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、当該鳥獣保護区では、鳥類では環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧Ⅱ類のアマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ及びアカヒゲの生息が確認されている。また、哺乳類では、環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧ＩＡ類のヤンバルホオヒゲコウモリ及び絶滅危惧ＩＢ類のケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ、オリイコキクガシラコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ並びにリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高四百三十メートルから六百九十四メートルの森林は自然度が高く、希少な鳥獣の重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。このため、湯湾岳鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　区域内の渓流及び森林が希少鳥獣の休息、採餌及び繁殖の場として維持されるよう現状のままの保全に努める。

イ　区域内の道路の整備及び森林内の歩道の改修に当たっては、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

○防衛省告示第二百五十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、静浜飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第七十五号）の変更について次のように告示する。

令和七年十月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
一～三　［略］				一～三　［同上］			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
灯火	灯質	光度	配置その他	灯火	灯質	光度	配置その他
［略］				［同上］			
滑走路灯（高光度用）	ＬＥＤ灯、航空白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　四千カンデラ	滑走路の両側で各灯火の間隔は約六十メートル主光柱は二方向	滑走路灯（高光度用）	ハロゲン灯、航空白、航空黄、不動光	航空白　二万カンデラ 航空黄は白の四十パーセント	滑走路の両側で各灯火の間隔は約六十メートル主光柱は二方向